

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複製（コピー）・転載・販売することを禁じます。

Chemical and Circular Management Platform(CMP)の 実現に向けて 次世代製品含有化学物質情報・ 資源循環プラットフォームの取り組み

キヤノン(株) サステナビリティ推進本部
理事顧問
CMPタスクフォース リーダー
古田 清人 (ふるたきよと)

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)
サステナビリティコンサルティング第2部
環境リスクチーム マネージャ
芦ヶ原 千里 (よしがはらちさと)



キヤノン 古田氏、CMPの実現に向けた中心人物としてタスクフォースのリーダーを務める。

8月号の巻頭インタビューでは、次世代の化学物質情報伝達のプラットフォームとして検討が進められている Chemical and Circular Management Platform(CMP)をテーマに取り上げます。CMPタスクフォースのリーダーを務められるキヤノン古田氏、同じくタスクフォースメンバーのみずほリサーチ&テクノロジーズ芦ヶ原氏から、どのようなプラットフォームを目指しており、現在はどのような進捗状況であるのか、タスクフォースにおいて現在進行中の議論をもとに解説をいただきました。

CMPは「Chemical and Circular」と冠していることからわかるように、化学物質にとどまらない循環性情報の伝達を目的としているといます。また、ブロックチェーン技術を駆使することで、サプライチェーンを行き来してきたこれまでの調査⇔回答の労力・時間・コストを大幅に削減することが可能になるといいます。chemSHERPAをはじめとした既存の情報伝達スキームとの相違、実際のサプライチェーン情報伝達にかかわる業務への影響など、大きな方向性を理解いただけるのではないかと思います。

デジタル庁「令和4年度補正 Trusted Webの実現に向けたユースケース実証事業」

—— 本日はどうぞよろしくお願いいたします。今回はCMPとはどのようなものか?というお話と、その実現に向けた現在の状況について伺いたいと考えております。

早速ですが、CMPはデジタル庁「令和4年度(2022年度)補正 Trusted Webの実現に向けたユースケース実証事業」の一環として計画されたものとして理解をしてもよろしいでしょうか。

古田 こちらこそ、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

仰るとおりです。この Trusted Webのユースケースの実証事業のなかで議論されている内容は、2021年ぐらいから有志のメンバーによって続けられてきたものの延長にあります。われわれがCMPを検討していくにあたっては、化学物質情報の秘匿性ということを化学業界さんが気になされていたこともあり、Trust=信頼性をどう織り込んでいくかということが一つの焦点となっていました。そうした議論のあるなかで、ちょうど内閣官房から実証事業の提案をいただきましたので、こちらに応募したというのがこれまでの経緯です。なお、応募の前までは有志の集まりに過ぎなかったわけですが、やはりきちんとした責任のある応募としなければなりませんので、メンバーであるみずほサーチ&テクノロジーズさんに代表として手を挙げていただいたという次第です。

芦ヶ原 デジタル庁が事務局を務めている Trusted Web 推進協議会では、フェイク情報や Web に入力した重要な情報の流出への不安や情報授受の相手の信頼性への不安を解消する“Trusted”な Web の仕組みを作ろうとしています。そのなかで、ニーズの可視化や Trusted Web の実現に向けた更なる課題を抽出することを目的に、2022年度と2023年度にユースケース実証事業が実施されました。

製品含有化学物質の情報伝達では CBI や改ざんといった点で不安や課題がありましたので、CMP で Trusted Web の仕組みを取り入れて、化学品の企業秘密情報 (CBI) を担保しつつ、信頼性の高い情報やトレーサビリティの確保が可能になれば、製品含有化学物質管理のデジタル化が進み、法規制対応が効率化されます。それだけでなく、サプライチェーン全体のリスク管理が進み、競争力の強化にもつながります。そういったことから 2023 年度のユースケースの一つとして採択されました。

古田 経産省が発表しているデータ連携システムでウラノスエコシステム^{※1}というプラットフォームがあります。われわれの CMP も今回このウラノスエコシステムを活用して行こうと思っています(図表1)。経産省として積極的に推進しようということでもありますし、われわれが一からブロックチェーンの仕組みを構築していくよりも開発コスト・スピードの面で大変に有用であるということがいえます。なにより、こうした官製のアーキテクチャーであるため、ユーザーからみても信頼感があると思います。

※1 ウラノスエコシステム 経済産業省

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/ouranos.html

—— 2021年頃より有志のメンバーによって議論が続けられていたとお話ですが、きっかけとなるような背景があったのでしょうか。

古田 化学物質に関する現在の情報伝達プラットフォームをみると、電機電子業界においては chemSHERPA、自動車業界においては IMDS というかたちで、それぞれの業界ごとで運用されているのが現状ではありますが、業界横断的にもう少し整合したほうがいいのではないかとということが根本にありました。こうした課題について、2020年頃からでしょうか、

関係者の間で会合がもたれるようになったということ
があります。そして、どうせやるのであれば将来を見
据えた方法論で進めた方がよいということになり、ブ
ロックチェーンを使用した仕組みをイメージして議論

がはじまりました。そんななかで、申し上げたように
内閣官房から提案をいただいたということになりま
す。

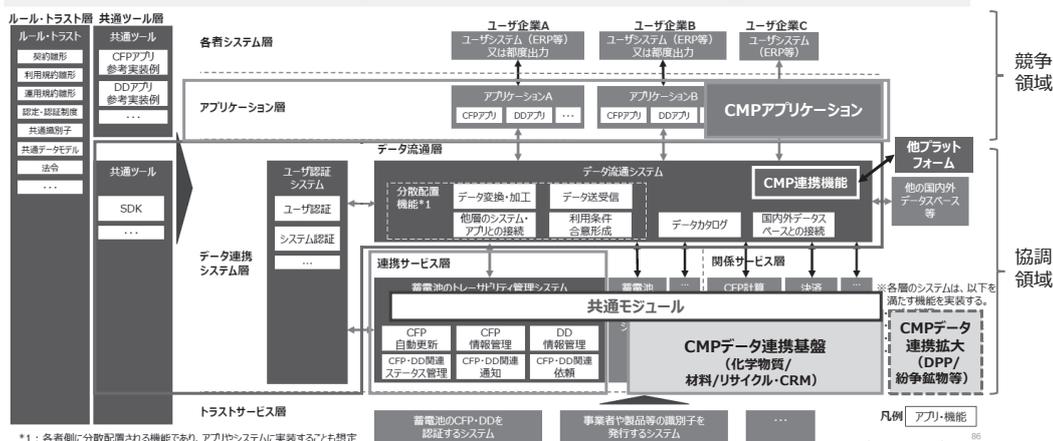
CMP実現のイメージ

先行するウラノスエコシステム（蓄電池トレサビシステム）との連携により実現

データ連携基盤のシステムアーキテクチャ



各システムやアプリケーションが利用するサプライチェーンデータ連携基盤は、ルール・トラスト層、共通ツール層、データ連携システム層、トラストサービス層に分けて、それぞれを構成するシステムが疎結合するアーキテクチャとする。先行的に青い箇所具体化を進めている。



図表 1

化学物質規制と含有調査

—— 次に、CMPとはどのようなものであり、なにが
できるのか、その特徴について伺えますでしょうか。

古田 現在は世界中にさまざまな化学物質規制が存在し、欧州に限らずどんどんアップデートがなされています(図表2)。こういったアップデートがなされるたびに、われわれはそれに対応すべく都度々々情報収集することを求められます。chemSHERPAにしても、フォーマットは決められているとはいえ、その基本的な運用としてはメールにchemSHERPAのフォーマットを添付してサプライヤさんに送り、回答を待つというものです。そのサプライヤさんはさらに上流のサプラ

イヤさんに同様のメール送付をして回答を待つこと
になりますし、さらにそのサプライヤさんは・・・という、
バケツリレー方式ともいえる対応の連鎖が必要となり
ます。これは労力もかかりますし、非常に時間のかか
る営みなのです。

そこで、もっとスピーディーにできないかということ
から考えられたのが、次世代型のブロックチェーンを
使った仕組みということになります。ブロックチェー
ンの最大のメリットは、一度きちっとサプライチェー
ンを繋いでしまえば、法律が改正されたときにも最上
流の化学メーカーさんがそのデータをアップデートす

米国のPFAS規制 ～連邦政府と先進各州における最新動向～

エンバイロメント・ジャパン(株) 代表 Ph.D.
玉虫 完次 (たまむし かんじ)

はじめに

近年、有機フッ素化合物(ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物、PFASとも呼ばれる)は、熱性、耐油性、耐水性、耐薬品性等の特性を持ち、撥水剤、コーティング剤、表面処理剤、界面活性剤等として、我々の生活必需品から半導体、電気電子、通信、医療、エネルギー、輸送、建築等を含む幅広い分野で使用されており、我々の生活に不可欠な製品の多くに使用されている。

PFASは有機フッ素化合物の総称であり、10,000種類以上の物質が含まれる。これらの中で、毒性や生体蓄積性等を示すことが知られている代表的なものにPFOAやPFOSがあるが、大半のPFASの毒性や生体蓄積性等のリスク評価が終わっていないため、まだ多くのPFASの安全性は特定されていない。

近年PFAS汚染が全米で大きな懸念事項となっており、EPAはPFAS汚染から国民を守るための取り組みをしなければならない。PFASは今でも製品に添加されており、流通もしているため、人の健康や環境への影響を防ぐ必要もある。さらに過去にPFASを製造していた工場等からPFASが漏洩し、PFASにより汚染さ

れた地下水が飲料水に使用されている問題もある。現在、EPAは人への暴露を最小限抑える対策と地下水浄化を同時に実施しなければならない状況におかれている。

1. 米国連邦法におけるPFAS規制の動向

米国EPA¹⁾(連邦環境保護庁)では、2000年頃からPFOAやPFOSの毒性や生体蓄積性を認識していたが、有効的な政策を打ち出せずに先送りをしてきた経緯がある。2021年10月についてEPAはPFAS Strategic Roadmap²⁾(PFAS戦略的ロードマップ) 2021-2024を公表し、PFAS対策に真摯に取り組むことを表明した。

これらの問題の対策としてEPAはPFAS戦略的ロードマップにおいて、研究(Research)、規制による制限(Restrict)、環境修復(Remediate)の3つの目標を掲げ、EPAが取るべきPFASに関する具体的なアクションを示した。以下は、PFAS戦略的ロードマップのGoals and Objectives(ゴールおよび目標)である。

はじめにEPAは、PFASの製造から使用、廃棄までのライフサイクル全体を通しての影響を知る必要があ

る。さらに、PFASの毒性や暴露経路を把握し、PFASの汚染を修復し、科学的に理解することにより、人や環境への影響を防止するため等の包括的なアプローチも活用する必要がある。特に、飲料水の半分以上を地下水に依存しているため、安全な飲用水を保障するためEPAは地下水モニタリングや地下水浄化にも力を入れる。これには、PFAS汚染を発生させた関係者を特定し、浄化費用や賠償金等の負担を求めることも含まれる。

EPAのPFAS対策の優先事項は、①PFASの有害性リスクアセスメントを行い、規制によりPFAS汚染の影響を最小限に抑え、②PFAS汚染浄化についてはEPAに法的権限を与えることによりPFAS汚染の調査および浄化を推進することである。

現在、EPAは①についてPFASデータ報告規則(TSCA8条(a)(7))により米国に持ち込まれたPFASの総量を把握し、それをもとにリスク等を把握し、PFAS対策を立てること、および②についてはCERCLA(スーパーファンド法)でPFOAとPFOSを有害物質に指定し、過去のPFASにより汚染された地下水や土壌等を浄化する方針を固めた。

以下に、PFAS報告規則とスーパーファンド法の概要を説明する。

【PFAS報告規則の概要】

最初に、米国環境保護庁(EPA)は、2023年10月11日に有害物質規制(TSCA)パーフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)(データ)報告および記録保管規則³⁾(Toxic Substances Control Act Reporting and Recordkeeping Requirements for Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances)を公表した。この規則は2023年11月13日に施行され、1年後の2024年11月12日からPFASデータ報告の受付が始まる。

PFAS(データ)報告規則概要は以下のとおりである。

- 報告対象者は、2011年1月1日から2022年12月31日の間に報告対象PFASを製造・輸入した者(成形品の輸入業者も含む)

- 2024年11月13日から2025年5月8日までが報告期間となる。EPAポータルを利用する電子申請になる(ただし、成形品輸入のみであり、かつ小規模製造事業者の報告期間は2024年11月13日から2025年11月10日まで)。

- 該当PFASの定義 以下の3つの構造のうち少なくとも1つを含む物質

➤ R-(CF₂)-CF(R')R''

(CF₂とCFの両部分は飽和炭素である)

➤ R-CF₂OCF₂-R'

(RおよびR'は、F、Oまたは飽和炭素のいずれかである)

➤ CF₃C(CF₃)R'R''

(R'およびR''は、Fまたは飽和炭素のいずれかである)

EPAは、CompTox Chemicals Dashboard(<https://comptox.epa.gov/dashboard>)で定義に合致する物質の一覧を開示している。ただし、リストにない物質でも定義に合致する物質は対象となるので注意が必要である。

- 報告要件⁴⁾は、(1)標準書式(Standard Form)、(2)成形品輸入書式(Article Importer Form)、(3)年間10kg未満R&D書式(<10kg/yr Form)のいずれにより、報告を行う必要がある。(1)の標準書式には、化学物質情報、用途分類、製造量や輸入量、副生産物、作業数、作業者の該当化学物質の暴露量等の情報が求められる。(2)の成形品の輸入や(3)の年間10kg未満のR&D利用の時は、簡易書式を利用することができる。

- EPAへ報告した記録の保管期間は5年間である。

- 注意事項として、以下をあげる。

不純物、副産物、R&D、小規模事業者等の免除がないこと。

標準書式では、成形品におけるPFASの含有量などを報告することが要求されているが、簡易書式では輸入した成形品の総重量(トン等)や数量(台数等)で報告することが可能であること。

特集 2

欧州の新たなバッテリー規制 —欧州の潮流と関連する事業者への要求—

テュフズードジャパン(株) COM事業部 IS部 CMSチーム
シニアサステナビリティアドバイザー
理学博士 邱 亮達 (Chiu, Liang-da)

2019年12月11日の欧州委員会による「欧州グリーンディール」に関する談話は、欧州の重要な成長戦略であり、2050年までにカーボンニュートラルの達成と経済成長が資源利用から切り離された循環型経済社会を実現することによって、資源の高効率化による競争力を持った経済圏を創出させ、欧州が公正で繁栄した社会へ変革することを意味しています。

一方、バッテリーは急速な技術発展と需要の拡大が予想され、その市場は世界的に益々戦略的なものとなっており、持続可能なバッテリー開発及びそれに伴うクリーンなエネルギーによる環境に配慮されたモビリティやプロダクトの開発は、上記戦略を可能にする重要な要素の1つと考えられています。

そのため、従来のバッテリー規制(欧州バッテリー指令:DIRECTIVE 2006/66/EC)を、バッテリーの設計、製造、流通、使用、リサイクルなどの側面に対して、その基準を詳細に見直すとともに、新たに原材料や製品のサプライチェーンの監視を強化し、倫理的で持続可能な調達を確保するための透明性とトレーサビリティに重点を置いた、より包括的で最新の取り組みを反映した新たな規制に置き換える必要がありました。

2023年に発効された欧州バッテリー規則

(REGULATION (EU) 2023/1542)は、欧州市場に投入されるバッテリーがライフサイクル全体にわたって持続可能で安全であることを保証することを目的とし、関連する経済事業者(図表2のEconomic operatorを参照)とその活動を対象としており、一部の例外を除き2年後に期限切れとなる欧州バッテリー指令に代わるものとして、すべての欧州加盟国に自動的かつ均一に適用されます。

本稿では、欧州バッテリー規則の概要に加え、特に国内企業様の関心の高い“Chapter7 バッテリーデューデリジェンス方針に関する経済事業者の責務”と“Chapter9 デジタル・バッテリー・パスポート”について、解説を試みてまいります。

1. 欧州バッテリー規則の概要

2020年12月に欧州委員会より提示されたバッテリー指令に代わる新たなバッテリー規則(案)は、2022年12月に欧州議会と欧州理事会において予備的な政治合意に達し、関連する妥協案が2023年1月に発表されました。欧州議会は同年6月、欧州理事会は同年7月にこれを承認し、欧州官報に掲載された日か

ら 20 日後の 2023 年 8 月 17 日に発効され、一部を除いた本規則は 2024 年 2 月 18 日より適用となっています。

同規則は 14 の章と 96 の条文及び 15 の附属書で構成されており、従来の指令(30 の条文と 3 の附属書)と比べて多くの要求項目が加えられており(図表 1 を参照)、欧州市場に供給されるすべてのバッテリー(軍事・宇宙関連・原子力安全を除く;1 条 5-6 項参照)の全生産段階に対処するために調和された枠組みとなっています。

バッテリーの種別(図表 1)と関連する経済事業者(図表 2 を参照)は、より詳細に定義付けされており、バッテリー種別によって異なる適合性評価項目と各経済事業者が果たすべき責務の相違を見誤らないために、関連する企業はまず、自社の対象となるバッテリーの種別と経済事業者としての立ち位置を明確に特定したうえで、自社が果たすべき責務とその手法や期限について十分に理解を深めて、法規対応に取り組みなければなりません。

図表 1 指令と規則での要求項目の比較

		REGULATION (EU)2023/1542	DIRECTIVE 2006/66/EC
構成	条文	96	30
	附属書	15	3
バッテリー種別	Portable	密閉され、5kg以下で、産業用に特別に設計しておらず、その他種別に該当しない	密閉され、手持ち可能で、その他種別に該当しない
	Industrial	産業用に特別に設計されている又は重量が5kg以上でその他種別に該当しない	産業用や専門的用途のために設計 (EV駆動用も含む)
	SLI/Automotive	車両、その他輸送手段の始動、照明、または点火用の電力を供給する、または車両の補助やバックアップの目的で使用されるために特別に設計されている	車両の始動、照明、または点火用の電力を供給するために設計されている
	EV	Regulation (EU) No 168/2013に規定されたカテゴリー“L”のハイブリット車または電気自動車の駆動用に電力を供給するよう設計された、重量が25kg以上のバッテリー、またはRegulation (EU) 2018/858に規定されたカテゴリー“M”“N”“O”のハイブリッドまたは電気自動車の駆動用に電力を供給する様設計されている	N/A
	LMT	密閉され、重量が25kg以下で、電気モータ単独または電気モーターと人力によって動力を供給できる車両の駆動用として電力を供給するよう特別に設計されている	N/A
	Portable for general use	充電可能か否かに関係なく、相互運用性のある、一般的に共通した形式の設計	N/A

図表 2 関連する経済事業者

Economic operator (according Art. 3.22)	
本規則に従ってバッテリーを製造やEU市場へ投入もしくは市にバッテリーを入手可能にする (オンライン販売を含む) あるいは製品に組み込まれて本格的な使用や操作ができるようにする法人や団体	
<ul style="list-style-type: none"> ❖ Manufacture (製造者) 電池を製造し、又は電池を設計若しくは製造させ、その電池を自己の名称若しくは商標の下で販売し、若しくは自己の目的のために使用する個人又は法人 ❖ Importer (輸入者) EU域外から電池をEU市場へ上市する (通関させる) EU域内に設立された個人または法人 ❖ Distributor (販売者) 輸入業者や製造業者からバッテリー製品を取り扱い、小売業者や最終消費者に販売する個人または法人 	<ul style="list-style-type: none"> ❖ Authorized representative (認定代理人) 製造業者がEU内に拠点を持たない場合に、製造業者を代表してEU法の要件を遵守し、市場監視当局や規制当局との間で連絡を取るために指名された個人または法人 ❖ Fulfilment service provider (物流サービス業者) バッテリー製品の保管、受注処理、梱包、発送などの物流プロセスに関するサービスを提供する企業や個人
<ul style="list-style-type: none"> ❖ Reseller (再販業者) 自社の名前または商標で、他社が製造したバッテリーを、他メーカーの表示をすることなく、再販売する業者 	
Producer (according Art. 3.47)	
EU域内に設立され、商業ベースでバッテリーを供給する、またはEU域外も含む遠隔契約にて、直接流通する (ネット販売を含む) または再販する業社 (製品に組み込まれたバッテリーを含む)	

特集 3

2024 年欧州議会選挙の結果と 今後の環境政策への影響

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)
調査部 経済調査チーム 主任エコノミスト
川畑 大地 (かわばた だいち)

1. EUの今後5年を左右する欧州議会選挙

6月6日から9日にかけて、欧州議会選挙(定員720)の投票が欧州連合(EU)に加盟する27カ国で実施された。欧州議会選挙は、欧州連合の立法機関である欧州議会の議員(任期5年)を選出するために、5年に一度実施される。欧州議会は各加盟国民から選ばれた代表(議員)で構成され、EU市民の利益を代表する機関と位置づけられている。そのため、欧州議会選挙は、EU市民がEU政治に直接民意を伝えられる数少ない機会となっている。

欧州議会選挙の結果は、EUの政策執行機関であり法案提出権を独占する欧州委員会(今年10月に任期満了。任期5年)の人事も左右する。次期欧州議会・委員会の任期である2024年から2029年は、脱炭素化や、ロシアによるウクライナ侵攻への対応、移民問題など、EUレベルの難題への一層の取り組みが求められる見込みであり、選挙結果は各種課題に対するEUの今後5年間の方針を決定づけるため、極めて重要だ。

本稿では2024年欧州議会選挙の結果を概観するとともに、今回の選挙がEUの政策に与える影響について考察する。

2. 史上最も右寄りの欧州議会成立へ

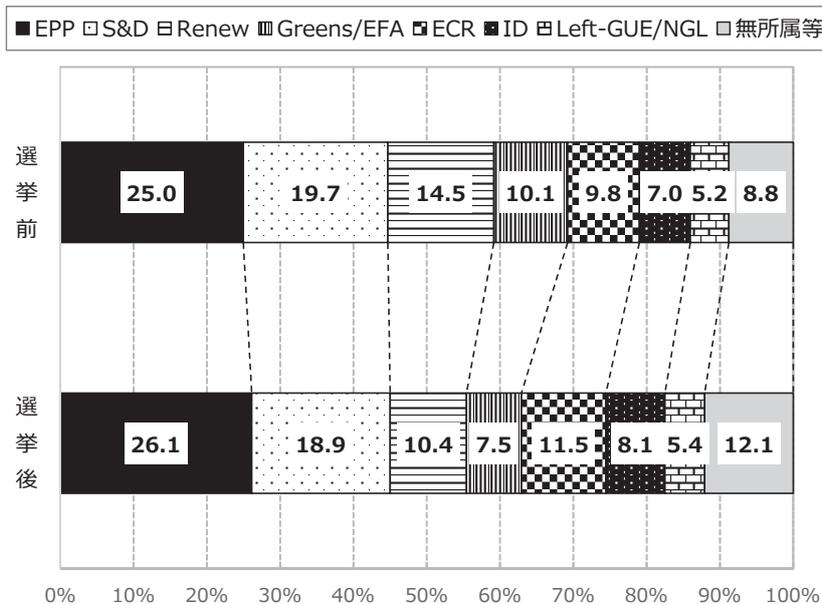
選挙の結果は、中道の二大会派が概ね勢力を維持する中で、極右勢力が躍進し、中道リベラルや環境会派が議席を減らすという事前の世論調査に概ね整合するものとなった。

欧州議会の議員は、原則としてEU加盟国を横断して結成される会派に所属し(一部、無所属議員も存在する)、その会派の政策方針に従って行動するため、会派ごとの議席占有率が重要になる。本稿執筆時点で判明している各会派の議席占有率をみると、これまで議会の中で主流であった中道二会派の欧州人民党(EPP)と社会民主進歩同盟(S&D)が概ね勢力を維持する中、極右会派である欧州保守改革(ECR)やアイデンティティと民主主義(ID)が勢力を拡大した(図表1)。また、不祥事により選挙直前にIDから除名され無所

属となったドイツのための選択肢(AfD)が前回から議席を増やしたことに伴い、無所属も増加している。一方で、環境会派の緑の党・欧州自由同盟(Greens/EFA)や中道リベラル会派の欧州刷新(Renew Europe)が大幅に勢力を落としたほか、急進左派の欧州統一左派・北方緑の左派(Left-GUE/NGL)も議席を減らした。

右派が勢力を伸ばす一方、中道リベラルや左派、環境会派が議席を減らしたため、史上最も右寄りの欧州議会が成立することになる。こうした結果になった背景には、昨今の欧州の社会経済情勢があるとみられる。

まず挙げられるのが、歴史的なインフレの高進だ。ロシアによるウクライナ侵攻以降、急速に物価が上昇し、ユーロ圏のインフレ率はピーク時に前年比二桁台まで上昇した。賃金も相応に上昇したものの、物価上昇に賃上げが追いつかず、労働者の実質賃金は長くマイナスの状況が続いた(図表 2)。欧州各国は給付金の支給やエネルギー価格抑制策等の物価高対策によりインフレの影響緩和を図ったものの、長引くインフレによる生活苦を受けて既存政権への不満が高まっており、最近行われた欧州各国の国政選挙では、政権与党の敗北が多くみられた。



図表 1 欧州議会の会派別議席占有率
(出所) 欧州議会より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成



人権デュー・デリジェンス対応のための サプライヤーマネジメントの進め方

未来調達研究所(株) 取締役

牧野 直哉 (まきの なおや)

8月号のフォーカスでは、未来調達研究所 牧野氏から、人権デュー・デリジェンス対応について解説をしていただきました。牧野氏は、本テーマに関連する数多くの企業向けセミナーを手掛けるなど、人権デュー・デリジェンス対応への深い知見をもたれています。本論ははじめに基本となる考え方や各国の状況、対応の如何による社内外の評価等を示すことで、あらためてその重要性を理解いただき、次いで自社基本方針からサプライヤー監査に至るまで、サプライヤーマネジメントの具体的な流れを把握していただける構成になっています。人権デュー・デリジェンスへの対応は、化学物質管理同様に今後決して避けて通ることのできない課題です。是非ご一読ください。

はじめに

「人権デュー・デリジェンス」をご存じですか？近年企業の事業展開の中で、新たなリスクとしてクローズアップされ、対応が進んでいる企業と、進んでいない企業の違いが生まれつつあります。

本記事では、まず「人権デュー・デリジェンス」に関する考え方をお伝えします。続いて人権デュー・デリジェンスのような新たな考え方が、企業経営の現場に持ちこまれた背景、業務の中でどのように捉え対処してリスク化を排除してゆくのかについてお伝えします。

人権デュー・デリジェンスとはなにか？

最初に「人権デュー・デリジェンス」の言葉について。

「人権」は日本の場合、憲法 11 条で「基本的人権」としてすべての国民に永久の権利として与えられています。「基本的人権」は平等権、自由権、社会権、請求権、参政権といった権利です。

「人権デュー・デリジェンス」は、憲法で保障された権利「だけ」を対象にすると、少しわかりにくくなります。「人権デュー・デリジェンス」とは、企業における事業運営に関係するすべてのステークホルダー(利害関係者)の「生きづらさ」を解消し、誰ひとり取り残さない取り組みと定義されます。

現在サプライチェーンは、グローバル化の進展により長く海外に伸びています。化学産業における原材料は主に天然由来成分であり、ほぼ日本国内では生産されません。「人権デュー・デリジェンス」は、原材料生産を行う海外を含めた企業、従業員までをステークホルダー(利害関係者)として位置づけ、「生きづらさ」の有り無しの確認が必要とされる取り組みです。

～ 各社の化学物質管理 ～

第 93 回

三木理研工業株式会社における
化学物質管理の取り組み

三木理研工業(株) 品質保証課課長(化学物質管理者)
技術士(化学) 技術士(CPD 認定)
高岡 直樹 (たかおか なおき)

はじめに 三木理研工業の事業紹介

弊社は昭和 42 年に繊維用樹脂の製造販売で和歌山市に開業した。当初、和歌山市内に集積していた染工場等に製品を納めていたのみであったが、形態安定加工剤や撥水剤、抗菌剤等の製品開発に成功し、日本中の繊維産地向けに製品を供給するようになった。更に、創業 20 年前後からは繊維業界における製造拠点の海外移転に伴い、海外へも製品を供給するようになった。又、繊維で培った技術を応用し木材加工用薬剤の開発も行い、突板用接着剤、防炎剤、防カビ剤やシックハウスの原因となるホルムアルデヒドの除去剤においても業界トップレベルのシェアを持つようになった。最近では省エネに寄与する蓄熱剤の研究に注力し化石燃料の削減への一助になるべく開発を進めている。このように多様な薬剤を扱っており、工場を和歌山市と紀の川市の 2 か所に有しているものの、規模としては年商 20 億程度であり、全従業員で 50 名程度の中小企業である。

1. 取扱製品における対応すべき法令

化学薬品の製造業者であるために労働基準法、消防法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)、化学物質排出把握管理促進法(化管法)、労働安全衛生法(安衛法)、毒物及び劇物取締法(毒劇法)、麻薬取締法、作業環境測定法、高圧ガス保安法、大気汚染防止法(大防法)、水質汚濁防止法(水濁法)、悪臭防止法、土壌汚染対策法(土対法)、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)、化学兵器禁止法(化兵法)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)等遵守すべき法規は多岐にわたる。なお、公共下水道等に連結していないため、下水道法には無関係であるが、瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)の対象となっている他、染色業が盛んだった名残から和歌山市排水の色等規制条例がある。本稿では筆者が所属している品質保証課並びに選任されている化学物質管理者としての法規対応に特化して説明する。

月刊

化学物質 管理

Vol.9

2024.8~2025.7

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：冊子版のみ 55,000円
(税込(消費税10%))
(年間購読：12冊)

I S S N : 2424-1180

★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も
ご準備しております。

★月1回のメールマガジン配信中!
化学物質管理に関する情報をお届けします!

★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応する
のに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という
媒体での情報提供を企画。月刊誌。

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く!

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構